

(案)

令和 7 年度
仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証結果報告書
(令和 6 年度事業)

令和 8 年●月
仙台市いじめ防止等対策検証会議

＜目次＞

I	令和7年度の検証会議について	1
II	検証結果報告	
1	令和6年度提案に関する対応状況の確認	2
	(1) 本市におけるいじめの状況について	
	(2) 児童生徒の育成につながる取組の重要性について	
	(3) チーム学校について	
	(4) いじめ対策担当教諭の役割について	
2	令和6年度の本市におけるいじめの状況について	4
3	令和7年度のいじめ防止等対策事業の検証	8
	(1) こどもからのSOSの受信について	
	① 学校における取組について	
	② 家庭における取組について	
	③ 地域における取組について	
	(2) 学校と児童館との連携について	
	(3) その他今年度出された主な意見	
III	会議の開催状況	14
IV	委員名簿	14

I 令和7年度の検証会議について

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、仙台市及び仙台市教育委員会が講ずるいじめ防止等の対策について検証し、検討を加えることにより、いじめ防止等の対策を効果的に推進するため、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年4月1日施行）に基づき設置されたものである。毎年度、様々な取組を客観的に検証し、改善に向けた方向性などについて検討を行い、その結果を市長に報告してきた。

今年度は、市及び教育委員会によるいじめ防止等の施策に関して、以下のとおり検証を進めた。

1 令和6年度提案に関する対応状況の確認

事務局から、今年度の対応状況に係る進捗について報告を受け、議論を行った。

2 令和6年度の本市におけるいじめの状況について

事務局から、文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のうち、いじめに関する部分の仙台市における調査結果の報告を受け、意見交換を行った。

3 令和7年度のいじめ防止等対策事業の検証

令和6年度に実施したいじめ防止等対策事業全般について意見交換を行ったうえで、「こどもからのSOSの受信」をテーマに、学校及び関係機関等との連携における取組の現状を把握し、取組の効果及び課題を検証することとした。さらに、学校や関係機関等の実情を把握するため、関係職員へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえて議論を行った。

本報告書は、国の調査結果や前年度報告書に対する振り返りのほか、今年度のテーマに基づくヒアリング結果などについて、委員それぞれの知識、経験に基づく検証がなされたものであり、全4回にわたる会議における各委員の意見を集約し、提案として取りまとめたものである。

市及び教育委員会には、学校と家庭、地域、そして社会全体が力を合わせ、こどもたちがいじめに悩むことなく、安心して学び、健やかに成長できる環境を実現するため、当会議からの提案を踏まえ、更なるいじめ防止等の施策推進に取り組んでもらいたい。

II 検証結果報告

1 令和6年度提案に関する対応状況の確認

昨年度、当会議がまとめた「令和6年度仙台市のいじめ防止等対策に係る検証結果報告書」において、市及び教育委員会に提案を行った（1）本市におけるいじめの状況、（2）児童生徒の育成につながる取組の重要性、（3）チーム学校、（4）いじめ対策担当教諭の役割について、令和7年度の対応状況を確認した。

市や教育委員会は、当会議の提案を改善の手掛かりの一つとして検討し、対処していることを確認した。今後とも、児童生徒や保護者、地域の意見等の把握に努めるなど、成果や課題を整理しながら取組を推進していくことが必要である。

（1）本市におけるいじめの状況について

令和6年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none">仙台市は、各学校において、不安や悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に努めており、当会議として評価する。市及び教育委員会は、認知件数に関する文部科学省の認識や解消率の考え方等が分かりやすく伝わるような資料を作成するとともに、他都市の状況に係る情報収集や把握に努め、本市の取組に生かすこと。	<ul style="list-style-type: none">令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（仙台市分）の結果と、文部科学省における認知件数の考え方や解消率の定義、他都市との比較などの資料を作成し、市立学校へ通知するとともに、校長会やいじめ対策担当研修において、本市のいじめ対策の取組を周知した。いじめの対応に関する他都市の状況について情報収集をするとともに、いじめの認知に関する文部科学省の考え方等について、いじめ防止啓発リーフレットに掲載したほか、関係団体や地域への研修の機会を捉えて、市民に広く周知した。

（2）児童生徒の育成につながる取組の重要性について

令和6年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none">学校は、教育活動全体を通していじめの未然防止を行っていく必要がある。そのため、学校は学校規模や地域性なども考慮し、児童生徒が主体的に考え、参加できる授業や児童会・生徒会の活動に取り組んでいくこと。	<ul style="list-style-type: none">各学校が児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に取り組む「いじめ防止きずなアクション」を展開するとともに、スクールロイヤー監修の児童生徒向けのいじめ予防授業を実施した。

(3) チーム学校について

令和6年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 学校においては、児童生徒の悩みや不安の早期発見や解決に向け、引き続き教職員が児童生徒との関わりを大切にするとともに、ICT活用による心の変化の把握など、効果的な早期支援の取組についても検討すること。 教育委員会は、各学校のスクールカウンセラー（以下、SC）やさわやか相談員の活用状況について引き続き把握し、活用例を示すなど、各学校が効果的に活用できるよう支援を行うこと。また、週1日の配置となっているSCについて、学校規模や相談件数も踏まえ、勤務日の増加を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、児童生徒の悩みや不安の早期発見に向けて、定期的な教育相談のほか、日々の児童生徒とのコミュニケーションを大切にするとともに、ICTを活用した「心の健康観察」など、児童生徒の小さなSOSを見逃さないための取組を行った。 SCやさわやか相談員については、毎月の相談件数や活動状況を把握し、活用の好事例について、各種研修で周知するとともに、生徒指導ハンドブックも作成した。また、SCについては、勤務日の増加に向けた配置の拡充について検討しているところである。

(4) いじめ対策担当教諭の役割について

令和6年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、研修等を通じていじめ対策担当教諭の資質向上を図るとともに、担当教諭の研修が各校での対応に生かされやすいものとなるように、引き続き研修内容の充実を図ること。 教育委員会は、各学校のいじめ対策担当教諭の取組の把握に努め、好事例を各校に展開するとともに、担当教諭同士の情報共有が図られるよう支援を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策担当教諭に対し、年4回の研修を実施し、事例検討やスクールロイヤーによる講話などを取り入れ、いじめ事案が深刻化することのないよう、初期対応や情報共有の組織的な対応力の向上に努めた。 いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問などを通して、各学校のいじめ対策に係る好事例を収集し、全校に通知するとともに、いじめ対策担当教諭同士が情報交換できる場を確保し、ネットワークの強化を図っている。

2 令和6年度の本市におけるいじめの状況について

文部科学省の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和7年10月29日公表）」の結果から、仙台市におけるいじめの認知件数の推移等について、以下のとおり確認した。

【仙台市におけるいじめの認知件数等の過去5年間の推移について】 ※第3回会議資料より

（1）認知件数

（件）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	9,899	10,685	10,292	10,218	7,351
中学校	1,316	1,558	1,554	1,516	1,525
高・特*	16	28	25	9	6
全体	11,231	12,271	11,871	11,743	8,882
対前年度 増減率	-18.4%	9.3%	-3.3%	-1.1%	-24.4%

（参考）全国

（件）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612
中学校	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865
高・特*	15,389	16,852	18,600	20,935	22,545
全体	517,163	615,351	681,948	732,568	769,022
対前年度 増減率	-15.6%	19.0%	10.8%	7.4%	5.0%

※高校・特別支援学校

- 令和6年度の校種別いじめ認知件数は、小学校が7,351件、中学校が1,525件、高等学校・特別支援学校が6件、計8,882件であり、前年度と比較し、小学校、高校・特別支援学校で減少し、中学校で増加している。
- 今回の調査では、令和5年度と比較して2,861件減少し、特に小学校1年生及び2年生において大きく減少した。これは、仙台市が独自に行ういじめに関するアンケート調査の手法変更が影響した可能性等も考えられるが、今回の結果のみで傾向を判断することは難しく、令和7年度以降の推移を注視していく必要がある。

※いじめの認知について、文部科学省は以下のとおり通知している。

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する。

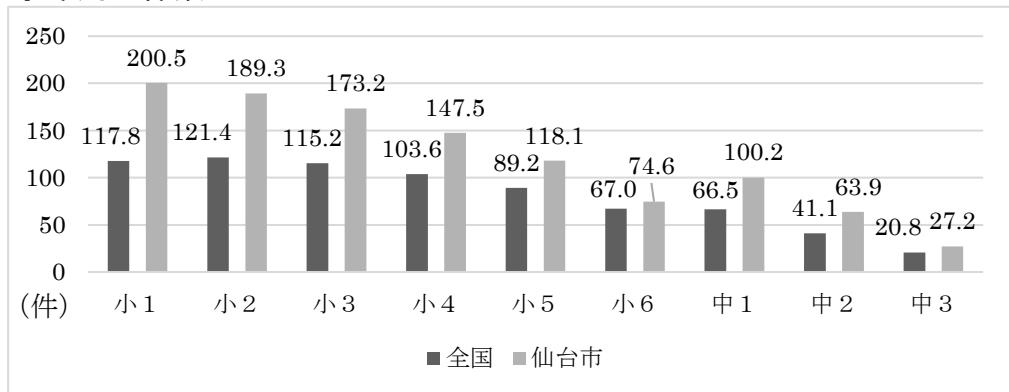
（平成27年8月 文部科学省）

(2) 1,000人当たりの認知件数

① 仙台市と全国（小・中・高・特別支援学校）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
仙台市	139.4	152.3	147.1	146.7	112.4
全国	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3

② 学年別の件数



(3) 解消率

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	81.8%	82.7%	78.8%	80.7%	83.2%
中学校	81.7%	82.5%	80.0%	77.8%	79.5%
高・特	100.0%	78.6%	92.0%	88.9%	66.7%
全体	81.8%	82.6%	78.9%	80.3%	82.5%

(参考) 全国

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	77.5%	80.4%	77.3%	77.8%	76.4%
中学校	76.9%	79.1%	76.1%	76.0%	74.9%
高・特	79.4%	80.0%	76.9%	77.7%	75.7%
全体	77.4%	80.1%	77.1%	77.5%	76.1%

- 仙台市の1,000人当たりのいじめ認知件数は、全国と比較して高い数値となっている。各学校において、児童生徒が声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの積極的な認知に努めていることがその一因と考えられる。

- 学年ごとの1,000人当たりのいじめ認知件数では、本市は学年が上がるごとに減少しており、無自覚ないじめを含め、いじめ認知に伴う学校の丁寧な対応により、児童生徒が自らの経験を踏まえ、いじめを再発させることのないよう、内省を深めながら成長しているものと捉えている。また、保護者と連携した対応の効果も大きいものと考えている。

- 全国と比較して、本市のいじめの解消率は高い。
- 各学校において小さな事案も見逃さず丁寧に対応していることから、事案の拡大や深刻化を防ぎ、いじめ解消率も上がっているものと捉えている。

※いじめの解消率について、文部科学省は以下のとおり通知している。

「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいること、②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に面談等により確認）。

（平成29年3月文部科学省）

(4) いじめられた児童生徒の相談の状況（複数回答可）

※ () 内の数値は認知件数に占める割合

【小学校】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
学級担任に相談した。	7,202 (72.8%)	9,030 (84.5%)	9,063 (88.1%)	8,963 (87.7%)	5,813 (79.1%)
学級担任以外の教職員に相談した。養護教諭、SC等の相談員を除く)	234 (2.4%)	181 (1.7%)	272 (2.6%)	318 (3.1%)	533 (7.3%)
養護教諭に相談した。	128 (1.3%)	108 (1.0%)	69 (0.7%)	84 (0.8%)	97 (1.3%)
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	122 (1.2%)	68 (0.6%)	54 (0.5%)	69 (0.7%)	91 (1.2%)
学校以外の相談機関に相談した。 (電話相談やメール等も含む)	151 (1.5%)	17 (0.2%)	20 (0.2%)	12 (0.1%)	57 (0.8%)
保護者や家族等に相談した。	4,351 (44.0%)	3,067 (28.7%)	3,238 (31.5%)	3,595 (35.2%)	2,096 (28.5%)
友人に相談した。	1,129 (11.4%)	623 (5.8%)	547 (5.3%)	679 (6.6%)	250 (3.4%)
その他の人（地域の人など）に相談した。	105 (1.1%)	32 (0.3%)	22 (0.2%)	18 (0.2%)	46 (0.6%)
誰にも相談していない。	689 (7.0%)	687 (6.4%)	328 (3.2%)	382 (3.7%)	558 (7.6%)

- ・ 小中学校ともに「学級担任に相談した」（小学校 79.1%、中学校 69.5%）が最も多く、児童生徒と学級担任の間で相談しやすい良好な関係が構築されている結果と評価している。

【中学校】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
学級担任に相談した。	932 (70.8%)	1,161 (74.5%)	1,191 (76.6%)	1,148 (75.7%)	1,060 (69.5%)
学級担任以外の教職員に相談した。養護教諭、SC等の相談員を除く)	176 (13.4%)	228 (14.6%)	274 (17.6%)	247 (16.3%)	369 (24.2%)
養護教諭に相談した。	49 (3.7%)	44 (2.8%)	72 (4.6%)	50 (3.3%)	52 (3.4%)
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	12 (0.9%)	15 (1.0%)	10 (0.6%)	15 (1.0%)	15 (1.0%)
学校以外の相談機関に相談した。 (電話相談やメール等も含む)	9 (0.7%)	6 (0.4%)	10 (0.6%)	11 (0.7%)	10 (0.7%)
保護者や家族等に相談した。	378 (28.7%)	534 (34.3%)	593 (38.2%)	642 (42.3%)	433 (28.4%)
友人に相談した。	141 (10.7%)	122 (7.8%)	214 (13.8%)	185 (12.2%)	94 (6.2%)
その他の人（地域の人など）に相談した。	3 (0.2%)	2 (0.1%)	9 (0.6%)	3 (0.2%)	4 (0.3%)
誰にも相談していない。	110 (8.4%)	117 (7.5%)	75 (4.8%)	107 (7.1%)	101 (6.6%)

【委員の意見】

- ・ 教職員が過度な負担を負うことなく、より多くのこどもからの SOS を受け止める体制の構築が求められる。そのため、こどもが SOS を出しやすくなる方法について、継続的な検討と研究が必要であると考える。
- ・ 全市で行っているいじめに関するアンケート調査について、利便性の観点から Google フォーム等の活用が有効である可能性がある。また、こどもからの SOS を受信しやすくなるように、紙媒体や面談などによる代替手段も必要であると考えられる。
- ・ 全市で行っているいじめに関するアンケート調査におけるデジタル化により、提出の有無が即時に把握でき、迅速な対応が可能となった。その結果、教職員が実際の対応や丁寧な聞き取りに時間を充てやすくなっている。
- ・ 6 ページの「(4) いじめられた児童生徒の相談の状況」からは、SNS 利用が一般化している一方で、電話や直接的な関わりなど、リアルな対応を求めているこどもが多いことが読み取れる。こどもに対して実在の人が対応することの重要性が示唆されていると思われる。
- ・ 中学校では、学級担任以外の教職員に相談した割合が小学校より高い。教科担任制や部活動を通じて、こどもが関わる教職員の選択肢が広がり、自身に適した相談相手を選んでいる状況が伺える。こうした点は、小学校においても参考としていくことが考えられる。

3 令和7年度のいじめ防止等対策事業の検証

学校・児童館運営団体へのヒアリングを通じて、現場の工夫と課題を把握し、下記のとおり今後の検証を進めることとした。

【学校・児童館運営団体ヒアリング実施概要】

- 対 象 : ① 小学校 2校、中学校 2校 計 4校 (四郎丸小学校、七郷小学校、第二中学校、郡山中学校)
② 児童館運営団体 2団体 (NPO 法人アスイク、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)
- 方 法 : ① 委員 2名が校長、教頭、いじめ対策担当教諭等に聴取
② 委員 2名が児童館関係職員に聴取
- ヒアリングの主な観点、確認事項
 - (1) こどもからの SOS の受信について
 - ・ こどもが安心して悩みや困りごとを話せるようにするために、日頃から意識していることや独自の取組
 - ・ 現在感じている課題や特に困っていること
 - (2) 学校と関係機関等との連携について
 - ・ 現在どのような連携を図っているか
 - ・ 現在感じている課題や特に困っていること

ヒアリングの結果、こどもからの SOS を受信するためには、学校内や家庭に加え、児童館など地域も含めた幅広い視点も必要であることが確認された。

このことを踏まえ、

- (1) こどもからの SOS の受信について、学校・家庭・地域におけるそれぞれの取組に関するこ
- (2) 学校と児童館との連携に関するこ

の 2 つの観点から、市及び教育委員会に対し、当会議として以下のとおり提案を行う。

(1) こどもからの SOS の受信について

① 学校における取組について

【学校現場から】

(現状)

- 年数回の学校生活アンケートや心の健康観察により、担任が即時に声掛けし、友人関係の悩みやトラブルを把握している。また、アンケート結果を基に個人面談を実施し、こどもや保護者が思いを伝えやすくなっている。
- 小学校における異学年交流により、こども同士が SOS を出し合い、助け合う姿が見られる。SOS への気付きの視点が、教職員だけでなく児童数分あることは、SOS 受信における非常に大きな力だと感じている。
- 中学校で用いられている「やり取り帳」により、教員との信頼関係を高めることに加え、こどもの変化を早期に察知できる。

(課題)

- アンケート実施後は、教職員の聞き取りや組織による対応方針の検討等により、いじめ事案の集約に 1 か月以上かかる。
- やり取り帳のコメント返信に時間がかかり、担任の負担が大きい。

【委員の意見】

- 学校独自のいじめアンケートを定期的に実施していることや、担任がやり取り帳を日常的に活用し、こどもの変化を見逃さない工夫をしている点は、評価できる取組である。一方で、アンケート実施後の対応や、やり取り帳の確認や返信により、教職員の負担が大きくなっていることは課題であると思われる。
- 異学年交流は、こどもが多様な考え方や立場の人がいることを実感する機会となっている。
- 教職員にとって、やり取り帳等の取組はこどもの日常の様子を把握しやすくする手段であり、いじめを含む様々な面でのこどもの SOS を早期に発見するための有効なチャンネルとなっていることが確認できた。一方で、その有効性が高いからといって、すべての教職員に一律に実施を求めるものではないと考えられる。
- SOS を受信した教職員が抱え込まず、いじめ対策担当教諭等を含め、適切な対応先へ円滑に引き継ぐことができる体制が必要である。このような連携体制が整うことで、結果としてこどもの SOS を受け止めやすい環境につながると考えられる。

【当会議からの提案】

- 教育委員会は、こどもからの SOS を受信しやすくするため、各学校が実施している独自の取組や、SOS 受信後の教職員間の連携に関する好事例を横展開するなど、各校が実情に応じて取り組めるよう働き掛けること。

② 家庭における取組について

【学校及び児童館現場から】

(現状)

- ・ 保護者からの SOS がある場合には、教頭が情報を集約し、管理職といじめ対策担当教諭で方針を決定し迅速に対応している。
- ・ 学校や児童館は、保護者との日常的なコミュニケーションを重視し、トラブル時だけでなく普段から声掛けを行うことで信頼関係を構築している。

(課題)

- ・ 保護者対応は電話や聞き取りで長時間を要する場合がある。また、保護者の要求が途中で変化することが多く、柔軟な対応が必要である。
- ・ こどもは SNS の扱いにたけていて、教職員が知らない機能を利用することも多い。保護者が制限をかけていても効果がない場合もあり、保護者から学校でスマートフォンの使い方を指導してほしいと求められることもある。また、SNS 上の問題は学校生活と密接に結び付いている。

【委員の意見】

- ・ 学校だけでは把握できない SNS 等の問題について、家庭教育で未然防止や子どもの支援をすることが重要である。
- ・ こどもからの SOS 対応では、子どもの訴えだけでなく、保護者の納得や望む解決にも配慮する必要がある。学校と保護者では解決のゴールが異なる場合が多く、その認識の差を踏まえた対応が求められる場合がある。
- ・ 年度当初に PTA 等が学校の役割と限界を発信し、学校ができることと保護者の立場でできることや意識すべきことを共有して共通理解を形成する。そのうえで、学校と家庭の役割と責任分担を明確化する必要があると考えられる。
- ・ 学校は家庭からの不満等への対応に振り回され、本来受信すべきこどもからの SOS に集中できない場合がある。こうした課題への対応方法を検討する必要がある。

【当会議からの提案】

- ・ 市及び教育委員会は、保護者が家庭においてこどもからの SOS を受信する感度を一層高められるよう、いじめの防止等に係る学校と家庭の共通理解や連携の必要性、家庭の役割の重要性について啓発に努めること。

③ 地域における取組について

【学校現場から】

(現状)

- ・ 地域のスポーツ少年団との連携により、こどもを見守る目が増え、いじめの未然防止と早期発見につながっている。
- ・ 学区内の第三の居場所（民間施設）に通うこどもの情報交換を行い、早期対応が可能になった事例がある。

(課題)

- ・ 本市の教職員はいじめへの意識が高まっているが、塾やスポーツ団体などの指導者にどこまでいじめの定義や対応等が浸透しているかは不明である。
- ・ こどもの塾や習い事など学校外活動が多岐にわたり、学校が全てを把握するのは困難である。

【委員の意見】

- ・ 教職員は公務員として責任を示し、大人のモデルを提示する。一方、児童館職員は先生でも友達でもない「斜めの関係」を重視し、身近な存在として寄り添う。こどもが多様な大人と関わることが重要であり、複数の話を聞く存在がSOS受信に不可欠であると考えられる。
- ・ SOSを受信しやすい環境づくりには、こどもが発信しやすいだけでなく、保護者や学校以外の関係機関がアンテナを高くし、こどもの変化に気付くことが重要である。
- ・ 6ページ「(4) いじめられた児童生徒の相談の状況」にあるとおり、小学校でいじめられたこどもが「地域の人などに相談した」件数が増加している点に注目すべきである。保護者や教職員以外にも相談できる機会を確保する必要がある。
- ・ 内閣府調査※では、相談できる場所が多いほど自己肯定感やウェルビーイングが高いことが示された。児童館は相談機能を担う地域の重要な財産である。

【当会議からの提案】

- ・ 市及び教育委員会は、学校以外の関係機関がこどものSOSにいち早く気付き、いじめを早期に発見できるよう、いじめ防止に関する意識の一層の向上に取り組むこと。

※ 令和5年3月、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」では、「相談できる人がいる場所」の数と「自己肯定感」及び「今の幸福感」に関して、あてはまる場の数が多い場合ほど、肯定的な認識を示す者の割合が高くなる傾向が示されている。

(2) 学校と児童館との連携について

【学校及び児童館現場から】

(現状)

- ・ 学校と児童館では、年1回、新1年生の様子を共有する会を実施し、児童理解を深めている。また、学校は、市民センターや児童館へ頻繁に連絡・訪問し、情報交換を行うことで、いじめ対応における共通理解を図っている。
- ・ 学校教職員が児童館での子どもの様子を観察することで、学校では見られない子どもの姿を把握できる。また、学校の教職員が児童館に訪問し、子どもの様子を確認・情報共有することで、子どもの精神面の安定につながっている。

(課題)

- ・ 学校と児童館ともに人事異動があり、毎回関係構築を一から行う必要があるため、管理職同士のコミュニケーションが重要である。

【委員の意見】

- ・ 児童館職員からは、管理職が児童館との関係づくりに積極的に関わるリーダーシップの重要性が指摘された。学校と関係機関の連携には、管理職が「こういう場に関わるべき」「情報共有を進めるべき」と提案することが望ましい。
- ・ 児童館職員は、学校では見せない子どもの表情や行動を把握し、学校とは異なる視点の情報を持っている。こうした関係機関等からの情報は、子どもの理解を深めるうえで重要である。
- ・ 連携は、勤務時間内に顔合わせできる場を設けることが必要である。既存の会議に関係機関を組み込み、挨拶や情報共有を通じて仕組み化することが望ましい。
- ・ 学校と児童館の連携には、日頃から顔の見える関係づくりが重要である。児童館行事は土曜開催が多く、管理職の参加に時間的負担があるため、勤務時間内で関わる仕組みやICT活用など効率的な方法を検討する必要があると思われる。
- ・ いじめの早期発見や連携の質を校長個人に依存しない体制を構築し、担当者が変わっても円滑に連携できる仕組みを整えることが重要である。

【当会議からの提案】

- ・ 市及び教育委員会は、迅速ないじめ対応につなげられるよう、学校と児童館が、日頃から顔の見える関係づくりを行うとともに、担当者が変わっても円滑に連携できる取組を進めること。

（3）その他今年度出された主な意見

① 教職員の研修について

教職員は保護者対応等の研修を受けているが、人の話を丁寧に聞く力を一層高める必要がある。保護者から連絡を受けた際、早く話を終わらせようとする姿勢は相手に伝わり、適切な対応につながらない場合がある。教職員には、保護者に寄り添い、相手の意図を理解しようとする姿勢が求められる。教職員の対応力は研修だけで身に付くものではなく、校内での継続的なサポートを通じて養うことが重要である。

② こどもへの SOS の出し方に関する教育について

こどもが SOS を出す際の心理的なハードルを下げるためには、こども自身が SOS の出し方について学ぶ機会を設けることが重要である。困ったときに助けを求めるることは大切であり、決して恥ずかしいことではないことや、困っている友達に代わって周囲に伝える行動も価値あるものであることを理解させていく必要がある。我慢や自己解決の力も重要であるが、それを前提とするのではなく、多様な発信の仕方が認められるという価値観を育成していくことが求められる。

III 会議の開催状況

第1回会議	令和7年 8月 6日 (水)	○仙台市及び仙台市教育委員会による令和6年度いじめ防止等対策事業について ○今年度の検証の方法について
第2回会議	10月 10日 (金)	○令和6年度実施のいじめ防止等対策事業の検証 ・ 今年度の検証テーマについて ・ 今年度の検証方法について ・ 今年度の検証にあたって確認したい事項について
ヒアリングの実施	10月 29日 (水)	○NPO 法人アスイク（東六番丁児童館、荒井児童館を運営） ○労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（国見児童館、鶴ヶ谷東マイスクール児童館、東宮城野マイスクール児童館、連坊小路マイスクール児童館、荒町児童館、大野田児童館、金剛沢児童館、東長町児童館、根白石児童館を運営） 11月 4日 (火) ○仙台市立四郎丸小学校 11月 5日 (水) ○仙台市立七郷小学校 11月 6日 (木) ○仙台市立第二中学校 11月 11日 (火) ○仙台市立郡山中学校
第3回会議	12月 23日 (火)	○仙台市におけるいじめの状況について ○ヒアリング結果の報告、検証
第4回会議	令和8年 2月 4日 (水)	○令和6年度報告における「当会議からの提案」への対応について ○報告書案の検討

IV 委員名簿

会長	氏家 靖浩	(仙台大学体育学部 教授)
副会長	本団 愛実	(宮城教育大学教職大学院 教授)
委員	石川 由紀	(仙台市立住吉台小学校 校長)
委員	大曾根 学	(仙台市P T A協議会 会長)
委員	村松 敏子	(弁護士)